

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について
「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正（H24.4.1 施行）

趣 旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況（下表）

		在宅(療養患者・障害者)		特別支援学校(児童生徒)		特別養護老人ホーム(高齢者)	
		○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)		
対象範囲	たんの吸引	口腔内	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔	○	○	○	○	○
		気管カニューレ内部	○	○	○	○	○
対象範囲	経管栄養	胃ろう	○	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)
		腸ろう	○	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	○ (腸ろうの状態確認は看護師)
		経鼻	○	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)
要件等	①本人との同意	・患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意(ヘルパー個人が同意) ・ホームヘルパー業務と位置づけられていない		・保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意 ・主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意		・入所者(入所者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意	
	②医療関係者による的確な医学的管理	・かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護		・主治医から看護師に対する書面による指示 ・看護師の具体的指示の下で実施 ・在校時は看護師が校内に常駐 ・保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備		・配置医から看護職員に対する書面による指示 ・看護職員の指示の下で実施 ・配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備	
	③医行為の水準の確保	・かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導 ・かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認		・看護師及び教員が研修を受講 ・主治医による担当教員、実施範囲の特定 ・マニュアルの整備		・看護師及び介護職員が研修を受講 ・配置医による担当介護職員・実施範囲の特定 ・マニュアルの整備	
	④施設・地域の体制整備	・緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等の間の連絡・支援体制の確保		・学校長の統括の下、関係者からなる校内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施 等		・施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施 等	

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

- ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

介護職員等の範囲

○介護福祉士（平成28年1月の国家試験合格者以降が対象…介護福祉士養成課程で習得）

○介護福祉士以外の介護職員等（平成24年4月～）

- ・研修カリキュラム修了後、本人の申請に基づき、都道府県が「認定特定行為業務従事者認定証」を交付
- ・本人の申請に基づき、都道府県が「認定特定行為業務従事者認定証」を交付した経過措置対象者

(参考2) 経過措置対象者の認定について

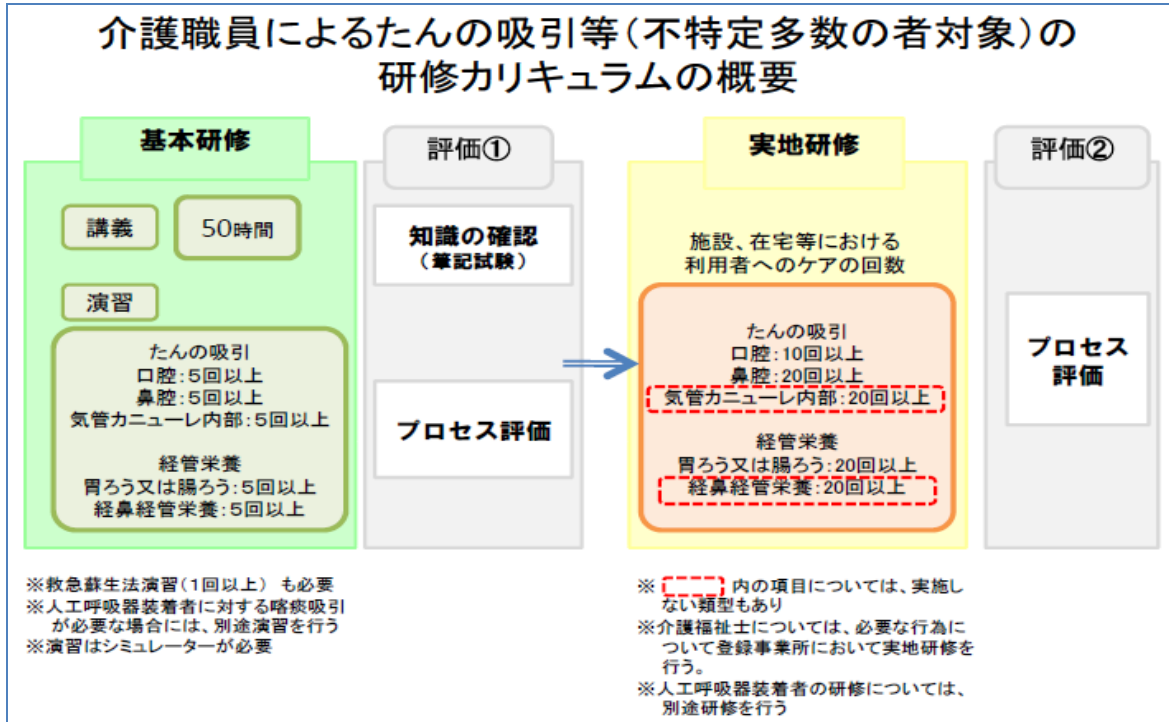
【対象範囲】
 ○ALS患者の在宅療養の支援について（H150717 医政発第0717001号）
 ○盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（H161020 医政発第1020008号）
 ○在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（H170324 医政発第0324006号）
 ○特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（H220401 医政発第0401 第17号）
 ○介護職員によるたんの吸引等の試行事業（H22年度）
 ○介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（H23年度）

改正法附則第十四条
 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であって、この法律の施行の際現に新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項に規定する特定行為（以下この項において「特定行為」という。）を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者（この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項に規定する喀痰(かくたん)吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

※省令等において、
 ・住民票の写し
 ・特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能の習得を終えている旨を証明する書類（※）
 （※）○申請者本人の「誓約書」
 ○第三者（施設長・学校長等の責任者等）による証明
 ○自己チェックシート（申請時の添付資料として、簡単な知識の確認等チェック）
 を定める予定。

研修カリキュラム

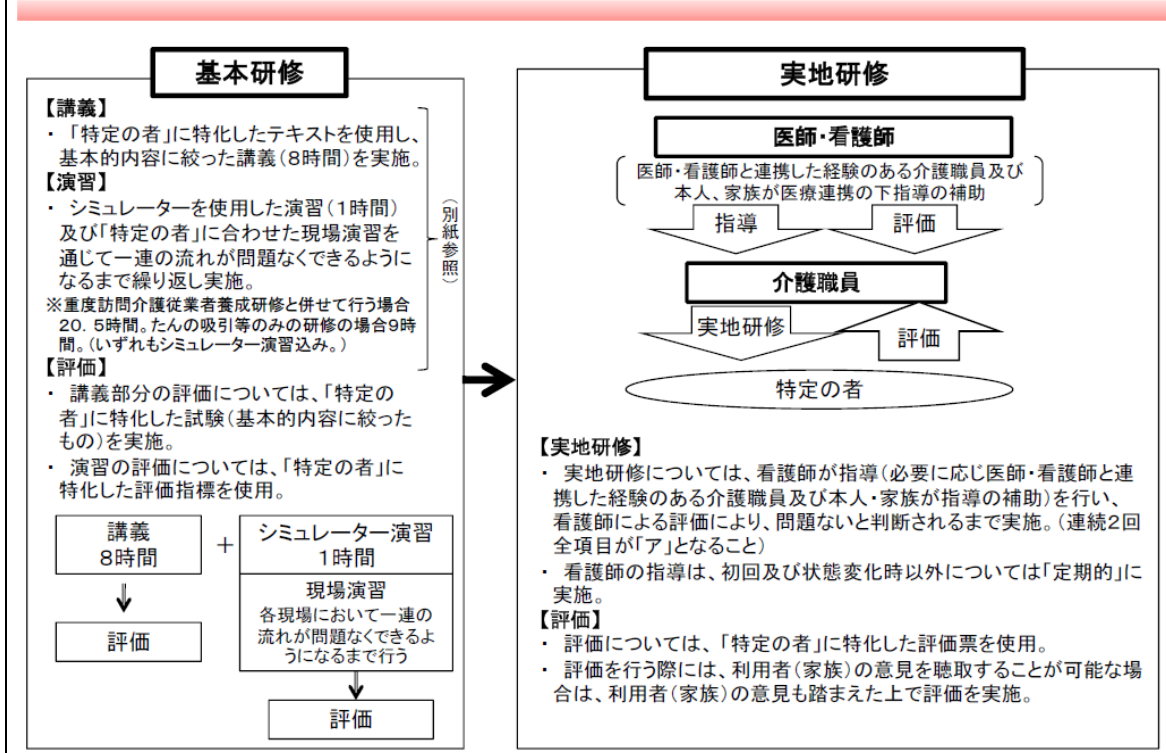
○不特定多数の者対象・・・基本研修（50時間の講義＋シミュレーター演習）＋実地研修



○特定の者対象・・・基本研修（8時間の講義＋シミュレーター演習1時間）＋実地研修

- ・特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型（国はALSなどの重度障害者等を想定）
- ・実地研修は当該特定の者に対して実施（実地研修のみで対象者を追加可）

介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)の研修カリキュラム概要(案)



※どちらの研修を受講するかは利用者の入れ替わる頻度や人数等により事業者で判断

登録研修機関

○都道府県または登録研修機関

- ・登録研修機関には、事業者、養成施設もなることが可能
- ・研修指導者は国が実施する指導者講習（または都道府県が実施する伝達講習）を修了した医師・看護師

登録事業者

○介護職員等によるたんの吸引等を業として行う事業者は都道府県に登録が必要

- ・登録喀痰吸引等事業者（H27年度～ 従事者に介護福祉士のいる事業者）
- ・登録特定行為事業者（H24年度～ 従事者が介護職員等のみの事業者）

